

第 4 1 0 回
令和 4 年度第 1 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 4 年 6 月 1 7 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年6月17日(金) 14:58 ~ 15:28

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、西村委員
労働者委員 金子委員、山田委員、和田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 友藤労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、川村賃金指導官、
小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について
- (2) 特定最低賃金の改定意向表明状況の報告及び今後の審議日程について
- (3) 運営小委員会の設置、委員の選出について
- (4) 事業場実地視察について
- (5) その他

5 議事内容

○川村賃金指導官

皆様おそろいになりましたので、令和4年度第1回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず最初に、本年4月1日付で事務局に1名の異動がありまして、松尾賃金指導官の後任の川村でございます。4年ぶりに賃金室に戻りました。よろしくお願いたします。

本日は、労働者代表委員の大磯委員と布施委員が都合により欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の3分の2以上、または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席という要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しており、14名の方が傍聴しているほか、1名の記者の方が取材していただきますことをご報告いたします。

それでは、亀野会長に本審議会の議事進行をお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、こんにちは。会長の亀野でございます。昨年度に引き続きまして、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入る前に、委員2名の交代がありましたので、ご紹介いたしま

す。

配付資料No. 1の委員名簿を御覧ください。

まず最初に、公益代表委員に交代がありましたので、ご紹介いたします。

菅野淑子委員が4月30日付で退任されまして、5月1日付で任命されました片桐由喜委員です。

続きまして、労働者代表委員に交代がありましたので、ご紹介いたします。

1月14日付で、齊藤勉委員に代わって任命されました和田英浩委員です。

それでは、片桐委員、和田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○片桐委員

皆さん、こんにちは。私は小樽商科大学から来ました。ここにいらっしゃる國武委員の同僚です。

私は、社会保障法という法律を専門にしております。今後どうぞよろしく願いいたします。

○和田委員

皆さん、こんにちは。連合北海道から来ました和田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

次に、北海道労働局長より挨拶があると伺っております。

友藤局長、よろしくお願いいたします。

○友藤労働局長

ご紹介いただきました北海道労働局長の友藤でございます。

前職は、厚生労働省で建設アスベスト被害のための建設石綿給付金の制度設計を担当しておりました。今年の3月31日付で北海道労働局長を拝命したということでございまして、前任の上田同様よろしくお願いいたします。

○川村賃金指導官

報道関係者による撮影は、ここまででございます。

記者の方は、会場に残り、引き続き取材をされても差し支えございません。

問合せには、審議会終了後に事務局が対応いたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございました。

それでは、議事に入りますが、審議に先立ちまして、北海道地方最低賃金審議会

の運営規程第7条により、議事録を作成し、会長及び労働者側1名、使用者側1名をもって署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

名簿の順で、労働者側委員から、大磯委員が欠席されておりますので金子委員、使用者側委員から桑原委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)番、北海道最低賃金の今後の審議日程について事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

賃金指導官の川村から説明させていただきます。

資料のNo. 2からNo. 4などから、今後の北海道地方最低賃金審議会の開催予定日程についてご説明いたします。

まず、資料No. 2、「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」を御覧ください。3ページになります。

こちらは、最低賃金の答申を受けてから発効までの流れを示したものでございます。例えば、答申が8月1日の場合、15日後の8月16日が異議申出締切日となりまして、8月26日に官報公示、9月25日に発効となります。

昨年は、8月5日に答申をいただきまして、発効が10月1日という流れでございました。

続きまして、7月1日に2階の講堂で第2回本審を開催させていただきたいと思っております。委員の皆様方のご都合も踏まえまして、7月1日とさせていただきます。

今後の予定としましては、7月28日に、時間は未定ですが、外部会場で第3回本審を開催し、中賃目安答申の伝達をさせていただきたいと思っております。

そして、10月1日・土曜日に発効するためには8月5日・金曜日または8月6日に第4回本審を行い、その15日後に異議申出を締め切り、異議があった場合は8月23日に第5回本審を行うといった流れとなっております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ恐縮ですが、審議にご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

今後の北海道最低賃金の大きな審議日程予定は、今、事務局から説明があったとおりでございます。

何か質問などございますか。

よろしいですか。はい。

それでは、各委員は日程の確保をよろしくお願いいたします。

今後の円滑な審議につきまして、各委員のご協力をお願いいたします。

続きまして、議題の(2)「特定最低賃金の改定意向表明状況の報告及び今後の審議日程について」でございます。事務局より報告をお願いいたします。

○川村賃金指導官

資料No. 5、15ページの特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について説明いたします。

北海道においては4業種、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」の特定最低賃金がございます。こちらについては、3月末までにそれぞれ改定の意向表明が団体のほうから出されております。

今後、特定最低賃金の申出がありましたら、それについて速やかに審査をして申出書等確認していきたいと思っております。

流れとしましては、7月28日開催予定の第3回本審で改正の必要性の有無の諮問を行い、その後、8月の第4回本審で改正の必要性の有無の答申、そして改正の諮問という流れになっております。

以上でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

この件について、何か質問ございますか。

よろしいでしょうか。はい。

では、次に議事の(3)番、「運営小委員会の設置、委員の選出について」でございます。

これまでは、北海道地方最低賃金審議会運営規程第3条に定めるところによりまして、本審の下に運営小委員会を設置し、そこで特定最低賃金改正の必要性の有無や参考人からの意見聴取の要否及び金額審議を行う専門部会の開催日程等の審議を行ってきました。本年度も運営小委員会を設けることでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

異議がないということで、本年度も運営小委員会を設置することといたします。

次に、運営小委員会の委員の選出に移ります。

公労使各側から事前に委員候補者の推薦をいただいていると伺っております。事務局から説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

事務局から説明させていただきます。

運営小委員会を設置することとなった場合の委員候補者につきまして、公益側から岩波委員、亀野委員、國武委員、労働者側から大磯委員、山田委員、和田委員、

使用者側から桑原委員、柄目委員、守山委員とご推薦をいただいております。

○亀野会長

それでは、北海道地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定により、私から運営小委員会の委員を指名させていただきます。

先ほど紹介があったとおりなのですが、もう一度紹介させていただきます。

公益側から、岩波委員、私、亀野、それから國武委員。

労働者側から、大磯委員、山田委員、和田委員。

使用者側から、桑原委員、柄目委員、守山委員。

委員になられた方は、よろしく願いいたします。

なお、運営小委員会の日程でございますが、本日の本審終了後、休憩を挟みまして引き続き開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

運営小委員会の規程は資料No. 12にございますので、参考にしていただければと思います。

次に、議題の(4)「事業場実地視察について」でございます。

本審議会における調査審議のため、事業場へ伺い実地調査を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっているということで、昨年度、一昨年度は実施しませんでした。

今年度についても、まだまだ新型コロナウイルス感染症の問題もございますので、実施を見送るということを考えておりますが、いかがでしょうか。

ご意見があったら、発言いただければと思います。

はい。山田委員。

○山田委員

労働者委員の山田です。

事業場視察につきましては、会長のおっしゃるとおり、まだまだ新型コロナウイルス感染症が収まっていない状況ですので、見送らざるを得ないと思っております。実施したとしても、相手の事業場の準備等々、万が一のことがあったら大変ですので、今回は見送るということに賛成でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

2年前まで事業場実地視察という形で行かせていただいて、非常に我々委員も参考にさせていただいたのですが、新型コロナウイルスの関係もありますので、山田委員の発言にもあったように先方にもいろいろご迷惑がかかるということで、今年度につきましては事業場実地視察を実施しないということにしたいと思っております。

なお、過去に実施した事業場視察につきましては資料No. 7に記載がございますので、参考に御覧いただければと思います。

今までの議題につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。はい。

それでは、本日の議題についての議論は終えたいと思います。

各委員に配付している資料で説明されていない資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○川村賃金指導官

事務局より資料の説明をさせていただきます。

まず、資料No. 3、7ページからでございますけれども、こちらは令和3年度の北海道最低賃金の改正決定についての答申でございます。

続きまして、資料No. 4、13ページから14ページは、令和2年度及び令和3年度の北海道地方最低賃金審議会の開催状況でございます。コロナの関係で通常の間催とはちょっと違う形になっておりますけれども、このような状況でございました。

続きまして、資料No. 6ですが、こちらは団体等からの要請でございます。

まず、資料No. 6 - 、17ページから20ページですが、本年2月25日にコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク並びに札幌パートユニオンより北海道労働局長宛てに要請がございました。内容としましては、最低賃金など多岐にわたっております。

資料No. 6 - 、21ページから25ページですが、本年3月3日に日本労働組合総連合会北海道連合会より北海道労働局長宛てに要請がございました。こちらは、「すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請」でございます。

資料No. 6 - 、27ページから30ページは、北海道労働組合総連合から北海道労働局長宛ての要請でございます。こちらは春闘に当たっての要請でございまして、最低賃金以外の関係でも要請がございました。

資料No. 6 - 、31ページから33ページですが、本年5月23日に全労連東北地方協議会並びに北海道労働組合総連合より北海道労働局長宛ての要請でございます。こちらについては、最低賃金の引上げ、中小企業支援などの拡充といった労働行政の改善を求める要請でございます。

続きまして、35ページ、資料No. 6 - は、6月13日付、日本共産党から北海道労働局長宛ての「最低賃金額の大幅な引き上げと全国一律の最低賃金制度を求める要請書」でございます。

資料No. 6 - 、37ページから38ページは、本年6月14日に日本労働組合総連合会北海道連合会より北海道労働局長宛ての要請でございます。こちらは、北海道最低賃金について、ナショナルミニマム水準への引上げ、最賃引上げに向けた環境整備、労務費上昇分の価格転嫁についての対応、業務改善助成金の活用促進、特定最低賃金の関係、最低賃金の履行確保について要請がございました。

39ページは、先ほど申し上げました事業場実地視察状況一覧表でございます。

41ページ、資料No. 8は、昨年10月1日に発効しました北海道最低賃金額8

89円と、特定最低賃金4業種の最低賃金額が書かれた「北海道の最低賃金」というリーフレットでございます。

43ページ、資料No.9は、北海道の地域別最低賃金額の推移をまとめた資料です。平成3年度から令和3年度まで網羅しております。

資料No.10は、北海道の特定最低賃金額の推移ということで、「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船体製造・修理業、船体ブロック製造業」の4業種について、それぞれ平成4年度から令和3年度の推移を網羅した表でございます。

資料No.11、47ページから48ページは本審議会の運営規程を記載しております。

資料No.12、49ページは運営小委員会の運営規程を記載しております。

資料No.13、51ページから59ページは5月31日に当局が公表いたしましたレーバーター、令和4年4月の雇用失業情勢でございます。

資料No.14、61ページから71ページは北海道経済産業局が5月18日に公表した「最近の管内経済概況」でございます。こちらは3月の経済指標を中心として掲載されていますけれども、最近の動きとしては、生産活動、個人消費、観光などは持ち直しの兆しが見られる。雇用動向は弱い動きが見られ、企業倒産は件数・負債総額ともに増加している。全体として、管内経済は持ち直しの動きに弱さが見られるということでございます。

資料No.15、73ページから95ページは日本銀行札幌支店が5月27日に公表した「北海道金融経済概況」でございます。全体感として、北海道の景気については新型コロナウイルス感染症の影響が見られるものの、緩やかに持ち直していると。個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響が見られているものの、緩やかに持ち直している。ただ、観光は厳しい状況にある。設備投資は、持ち直しの動きが一服している。公共投資は、高水準ながら弱めの動きとなっていると。

そして、参考といたしまして別途資料を配付しております。

1つ目が、6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の抜粋でございます。

まず、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太方針でございますけれども、こちらの6ページに（賃上げ・最低賃金）という記載がございます。こちらには、中小企業への支援といったことが書かれております。

次に、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」ですけれども、5ページに最低賃金の関係が出ております。

次に、中小企業の方々への支援策として、令和4年度業務改善助成金の通常コースと特例コース、2枚のリーフレットをお配りしております。こちらのほうは本日説明は省かせていただきますが、北海道労働局ホームページのホーム画面について、資料の中に入れさせていただいております。1枚目にバンドの「グレイ」が載った

ページでございますけれども、その下に「中小企業・小規模事業者への支援（業務改善助成金ほか）」というところがございます。こちらをクリックしていただくと資料の2枚目以降の画面が生まれ、業務改善助成金ほか各種助成金を紹介しております。業務改善助成金の通常コース、通常コースマニュアル、特例コースについては本年7月29日まででございます。そして、生産性向上の事例集1・2・3も掲載しております。

ほかに、キャリアアップ助成金、新型コロナウイルス感染症対策を含めた支援策一覧、厚生労働省と中小企業庁が協力して作ったマニュアルを掲載しております。

その下に、北海道労働局の委託事業でございますけれども、北海道働き方改革推進支援センターのリーフレットを掲載しております。電話・来所・電子メールによる相談に専門家が対応するといったことでございます。相談内容は、同一労働・同一賃金、業務改善助成金の制度内容、働き方改革といったものになっております。

こちらのホームページもぜひ活用していただければと思っております。

資料の説明は以上となります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見はないということで、用意した議題は以上なのですが、ほかに何かありますか。

よろしいですか。はい。

それでは、これをもちまして第1回北海道地方最低賃金審議会を終了いたします。

第2回の本審は7月1日・金曜日、午前10時から、この2階講堂で開催いたします。日程の確保、それから今後の円滑な審議をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。